1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書

○○運輸株式会社代表取締役○○○○と○○運輸労働組合執行委員長○○○○(○○運輸株式会社労働者代表○○○○)は､｢自動車運転者の労働時間等の改善のための基準｣第4条第1項第1号ただし書の規定に基づき､拘束時間に関し､下記のとおり協定する｡

記

1. 本協定の適用対象者は､トラック運転の業務に従事する者とする｡
2. 1箇月及び1年の拘束時間は下表のとおりとする｡なお､各月の起算日は1日とする｡

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 年間計 |
| 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |

1. 本協定の有効期間は､令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする｡
2. 本協定に基づき1箇月及び1年の拘束時間を延長する場合においても､1箇月の時間外･休日労働時間数が100時間未満となるよう努めるものとする｡
3. 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には､14日前までに協議を行 い､変更を行うものとする｡

令和　　年　　月　　　日

以上

○○運輸労働組合執行委員長　○○○○　　印

（○○運輸株式会社労働者代表○○○○　　印）

○○運輸株式会社代表取締役○○○○　　　印